

お知らせ

【入院基本料に関する事項】

1. 当院は、厚生労働大臣が定める基準による認知症治療病棟入院料1(1病棟)、精神病棟入院基本料15対1(2病棟)、精神療養病棟(3病棟)及び、療養病棟入院基本料1を行っている保険医療機関です。
2. 当院の認知症治療病棟入院料1の病棟(1病棟)では、1日に9人以上の看護職員(看護師、准看護師)及び、1日7人以上の看護補助者が勤務しております。
朝 8時30分～夕方16時30分(日勤帯)まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は、12人以内です。看護補助者1人当たり受け持ち数は12人以内です。
夕方 16時30分～朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。看護補助者1人当たり受け持ち数は28人以内です。
3. 当院の精神病棟(2病棟)入院基本料15対1の病棟では、1日に12人以上の看護職員(看護師、准看護師)が勤務しております。なお、時間毎の配置は次のとおりです。
朝 8時30分～夕方16時30分(日勤帯)まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は、8人以内です。
夕方 16時30分～朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は15人以内です。
4. 精神療養病棟(3病棟)入院料では、1日に6人以上の看護職員(看護師、准看護師)及び、1日6人以上の看護補助者が勤務しております。
朝 8時30分～夕方16時30分(日勤帯)まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は、15人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ち数は15人以内です。
夕方 16時30分～朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は30人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ち数は30人以内です。
5. 療養病棟入院基本料1の病棟では、1日に7人以上の看護職員(看護師・准看護師)と7人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間毎の配置は次のとおりです。
朝 8時30分～夕方16時30分(日勤帯)まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は、14人以内です。看護補助者1人当たり受け持ち数は8人以内です。
夕方 16時30分～朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。看護補助者1人当たり受け持ち数は21人以内です。
6. 看護(付き添い料)に関する事項について
当院は基準看護を行う保険医療機関であり、『入院患者の方のご負担による付添看護』は行っておりません。
7. 領収証等の交付について
当院は個別の費用ごとに区分して記載した領収証を無償で交付します。

令和 8年 4月 1日
院 長